

事務連絡
平成 29 年 2 月 9 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部(局) 市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

平成 28 年熊本地震により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料(税)
の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

平成 28 年熊本地震により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の減免措置については、「平成 28 年熊本地震により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準等について」(平成 28 年 6 月 9 日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡)、「平成 28 年熊本地震により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」(平成 28 年 6 月 9 日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)及び「平成 28 年熊本地震で被災した被保険者等の一部負担金の取扱いについて」(平成 28 年 7 月 22 日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)に基づいて行う減免措置に対して財政支援することとしていました。

今般、一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する財政支援を下記の通り実施することとしましたので、内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 29 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

熊本県内の市町村及び熊本県後期高齢者医療広域連合(以下「熊本県広域連合」という。)において、平成 28 年熊本地震の被災者に対する平成 29 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日の間の一部負担金の免除を行った場合は、次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額を、特別調整交付金で財政支援する予定であること。ただし、後期高齢者医療については、構成市町村ごとに算定することとする。

- (1) 一部負担金免除総額（平成 29 年 3 月から同年 9 月診療分）が、一部負担金総額（平成 29 年 3 月から同年 9 月診療分）の 3%以上（後期高齢者医療においては 1%以上）である場合（(2) (3) に該当する場合を除く。）

一部負担金免除総額の 10 分の 8 相当額

- (2) 一部負担金免除総額（同上）が、一部負担金総額（同上）の 15%以上である場合（(3) に該当する場合を除く。）

一部負担金免除総額の 10 分の 9 相当額

- (3) 一部負担金免除総額（同上）が、一部負担金総額（同上）の 30%以上である場合
一部負担金免除総額の 10 分の 10 相当額

2 保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

熊本県内の市町村及び熊本県広域連合において、平成 28 年熊本地震の被災者に対する平成 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合は、次に掲げる場合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額を、特別調整交付金で財政支援する予定であること。ただし、後期高齢者医療については構成市町村ごとに算定することとする。

- (1) 保険料（税）減免総額（平成 29 年 4 月から同年 9 月までの月割算定額）が、調整対象需要額（平成 29 年 4 月から同年 9 月分相当額）の 3%以上（後期高齢者医療においては、調整前調整対象需要額（平成 29 年 4 月から同年 9 月分相当額）の 1%以上）である場合（(2) (3) に該当する場合を除く。）

保険料（税）減免総額の 10 分の 8 相当額

- (2) 保険料（税）減免総額（同上）が、調整対象需要額（同上）の 15%以上である場合（(3) に該当する場合を除く。）

保険料（税）減免総額の 10 分の 9 相当額

- (3) 保険料（税）減免総額（同上）が、調整対象需要額（同上）の 30%以上である場合
保険料（税）減免総額の 10 分の 10 相当額